

仕 様 書

1 委託業務の名称

5年目職員研修及び主任研修業務（主任研修）

2 委託期間

令和6年11月1日から令和6年11月29日までのうち2日間

ただし、11月12日及び土日祝日を除く

※1日間×2回 同じ内容の研修を2回

※研修時間は、各日午前9時から午後5時までとする

3 業務場所（研修会場）

前橋市議会庁舎2階研修室 前橋市大手町二丁目12番1号

4 委託業務の目的及び内容

※前橋市人材育成基本方針に基づいた内容とすること

(1) 目的

公共政策の立案・決定・執行の一連の課程における具体的手法を理解し、事例研究を通じて政策を効率的かつ効果的に実施する能力を高めるとともに、豊かな発想と旺盛な研究心で業務に取り組む職員を育成する。

(2) 内容

ア 政策法務とは

- ・政策法務が求められる背景（機関委任事務・通達の廃止により、地方自治体での条例制定権・法令解釈権の拡大など）

イ 政策立案

- ・公共政策の主体
- ・公共政策の過程
- ・政策手段

ウ 条例

- ・条例の種類
- ・政策実現のための条例制定
- ・条例づくり

5 対象者

令和5年度に主任に昇格した職員及び未受講者

6 人数、グループ数

70人（予定） 35人×2班

7 委託金額

委託金額は、講師人件費、事務手数料、テキスト原稿料、講師の宿泊費、昼食代及び交通費を含むものとする（消費税及び地方消費税を含む。）。

8 報告及び検査

受託業者は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を市に提出するものとする。

市は、業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

9 支払方法

受託業者は、市の検査に合格したときは、契約金額の支払を市に請求することができる。

市は、受託業者から請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

10 契約保証金

免除

11 講師

他自治体等において、実績を有する講師とする

12 その他

消費税及び地方消費税の免税事業者は、契約書を作成するために必要なので、採用決定後、直ちに「免税事業者届出書」をこの委託業務の担当課（前橋市総務部職員課）へ提出してください。

なお、この届出書の提出に当たっては、別紙の様式第1号を使用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度（個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで）を記入してください。

13 担当

前橋市総務部職員課人材育成係

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-898-6503（ダイヤルイン）

FAX 027-224-4166